

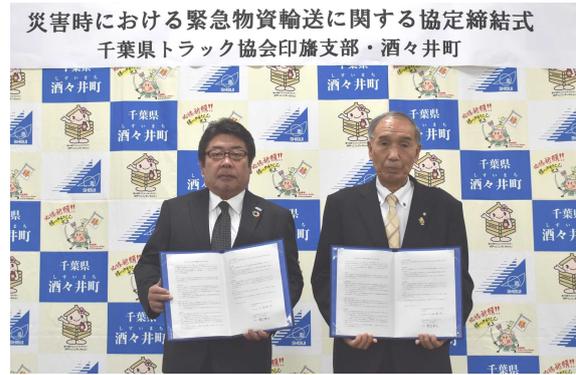
報告 1 災害時支援物資輸送に関する協定の締結について

千葉県トラック協会印旛支部 と「災害時における緊急支援物資輸送に関する協定」を締結



(令和5年10月30日撮影)

この協定は、町内において地震等による大規模な災害が発生した場合に、国などから届けられる支援物資について、町の集積拠点や各避難所への輸送を千葉県トラック協会印旛支部に要請し、要請を受けた千葉県トラック協会印旛支部が、町が指定する場所まで支援物資を輸送するものであり、物資輸送能力の向上とともに、被災者の円滑な支援と迅速な救済に寄与するものと考えています。



(清宮支部長) (小坂町長)

報告 2 災害時医療救護等に関する協定の締結について

医療法人社団 千葉光徳会 千葉しすい病院と「災害時の医療救護等に関する協定」を締結



(令和5年11月14日撮影)

この協定は、大規模な災害時において、町内の医療機関や町の公共施設が被災、又は停電の発生により診療が困難になった場合に、町で設置する医療救護所の設置場所の提供及び町三師会の皆様と連携し支援をいただくこと、また、災害により病院の医療体制が維持できなくなった際に、町が関係機関と連携し、医療体制の維持と入院患者の方々等の安全確保の支援を行うこと、あわせて、病院に隣接する岩橋保育園が浸水被害の発生、又は発生のおそれがある場合に、一時的な避難場所として提供をいただくものであり、町民の生命、身体、安全確保が図られるとともに、町の災害医療体制の強化に繋がるものと考えています。



(香中院長) (小坂町長)

報告3 ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定の締結について

東京電力パワーグリッド株式会社と「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定」を締結



(令和5年9月5日撮影)

この協定は、町の脱炭素社会の実に向けて、環境・エネルギー分野において、相互の連携し、東京電力パワーグリッド株式会社と共創で持続可能な地域社会を構築し、ゼロカーボンシティの実現を目指してまいります。



(鴨下支社長) (小坂町長)

報告4 廃家電等の収集に関する協定の締結について

リネットジャパンリサイクル株式会社及びSGムービング株式会社と「廃家電等の収集に関する協定」を締結



(12月回覧配布)

この協定は、町内においてパソコン等の小型家電や、テレビ等の家電4品目といった廃家電が発生した場合、同社が廃家電の個別収集、再資源化を適切に行うものであり、資源の有効活用の促進、住民サービスの向上に寄与するものと考えています。

報告5 第45回酒々井町ふるさとまつりについて



当日はあいにくの天候となりましたが、多くの来場者の方を迎えることができました。ご参加、ご来場いただきました皆様、ありがとうございました。

来年度は、町制施行135周年の記念の開催となります。今回の反省点などを改善してまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



酒々井マスコットキャラクター

井戸っこ（酒々井ちゃん）

報告6 青少年交流の家に係る提訴の経過報告について

令和5年9月議会において行政報告したその後の経過について報告します。

令和5年7月21日に第32回弁論準備手続きが行われ、裁判所より調停査定案1,400万円が示され、原告・被告双方にこの内容の精査及び書面の提出が求められました。

令和5年9月19日に第33回弁論準備手続きが行われ、調停査定案を精査した書類を提出するも一切認められず、調停査定案1,400万円による和解の受け入れの判断が求められましたが、回答を持ち帰り報告する旨回答しました。

その後10月6日に、顧問弁護士との協議を行い、調停金額1,400万円が当初契約金額1,175万5,638円及び町が積算依頼した出来高金額750万3,006円と大きな乖離があること、また裁判所が、和解案の根拠とする公共工事の品質確保の促進に関する法律のみであり、入札制度



及び契約に対する配慮がないことを理由に、和解案を受け入れないとの決定に至りました。

この決定を、裁判所に報告し、併せて、議員の皆様にも報告しました。

次に、11月7日に第34回弁論準備手続きが行われ、裁判所より再度の和解案受入れの打診がありましたが、決定どおり和解案の受入れはできない旨の答弁を行い、調停が不成立になったことを、原告・被告・裁判所により確認が行われました。

次回裁判は、令和6年1月22日に決定し、弁論準備手続きが行われる予定です。

～裁判経過の概要～

工事名	(仮称)中央台青少年交流センター新築工事
受注者	(株)ヤマロク
構造・面積	木造平屋建・延べ床面積 63.71 m ²
契約日・契約金額	H27.11.19・11,755,638 円
工期	H27.11.20～H28.3.25

H28.3.31 工期内未完成のため酒々井町が契約を解除、通知
(出来高精算による建物の引き渡し他を求める)

H30.4.16 建物の引き渡しを求めるため提訴
(原告：酒々井町 被告：(株)ヤマロク)

H30.6.7 第1回口頭弁論

H30.8.2 第1回弁論準備手続

R元.10.16 第9回弁論準備手続 (被告(株)ヤマロク側から24,460,791円の支払い他を求める反訴状の提出)

R3.1.25 第17回弁論準備手続
(当該工事の(株)ヤマロクの下請会社(給排水工事)が(株)ヤマロクを訴えた裁判が、本件裁判と併合)



R5.7.21 第32回弁論準備手続
調停査定案1,400万円が示され、原告・被告に内容の精査が求められる

R5.9.19 第33回弁論準備手続

調停査定案を精査した書類を提出するも一切認められず、調停査定案1,400万円による和解受入れの判断を求められるも、回答を持ち帰る

R5.10.6 町顧問弁護士との協議

以下の理由により調停査定案を受け入れないことと決定した

- ①調停金額1,400万円が当初契約金額1,175万5,638円及び町が積算依頼した出来高金額750万3,006円と大きな乖離があること
- ②和解案の根拠とする公共工事の品質確保の促進に関する法律のみであり、入札制度及び契約に対する配慮がないこと
(同内容を、裁判所及び町議会議員へ報告)

R5.11.7 第34回弁論準備手続 (現在に至る)

調停案の不成立の確認